

第362号

2019年  
5月25日

月1回25日発行

# げんぱつ

原発住民運動が情報

発行所 原発問題住民運動全国連絡センター  
発行人 中村敏夫/1部300円 年間3,000円  
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-11-13  
MMビルII 402  
TEL 03-5215-0577 FAX 03-5215-0578  
郵便振替 00150-7-355202  
ホームページ http://genpatu.com/index.html  
メール=genpatu-c@bizimo.jp

## テロ対策施設未完成なら原発運転停止

### 再稼働原発全基に波及!?

力委  
子制  
原規

原発の新規制基準で設置が義務づけられたテロ対策の「特定重大事故等対処施設」(特定施設)をめぐる、再稼働した原発を持つ関西電力、四国電力、九州電力の三社が、その建設が期限より遅れる見通しを示した問題で、原子力規制委員会は四月二十四日、期限の延長を認めないことを決めた。

特定施設は、テロによる航空機の衝突などを想定し、原子炉から離れたところから遠隔操作で原子炉の冷却を継続するための施設。当初は新規制基準施行(二〇一三年)から五年以内の設置するものとされた。しかし、新規制基準による適合性審査の長期化を踏まえ、工事認可を受けてから五年以内に猶予期間が延長されていた。

三社は四月十七日の規制委員との意見交換で、再稼働して

いる九電川内1、2号機

(鹿児島)、関電高浜3、

4号機(福井県)同大飯3、

4号機(同)、四電伊方3

号機(愛媛県)の計四原発七

基で、特定施設の建設が一年

ほど遅れることを明らかにし

た。九電玄海3、4号機

(佐賀県)は精査中。工事中

の関電高浜1、2号機(福

井県)は約一年半、同美浜

3号は約一年半遅れる見通し。

川内1号機は来年三月、最

も早く期限を迎えるが、その

時点で、施設建設が完了して

いなければ、運転停止となる。

他の原発でも事情は同じであ

る。

各社は安全対策の工事が大

規模になったことを遅れの理

由に挙げるが、四月二十四日

の規制委定例会で、更田豊志

の規制委員会は「(期限超過で)

基準不適合状態になった時の

原子力施設の運用を見直す

ことはできない」と述べた。

新規制基準が特定施設の設置を義務づけながら新規制基準施行後、五年以内の猶予期限を設けること自体、ありえないことである。それを建設が間に合わないからといって、さらに工事認可後の五年以内に延長することもおかしなことである。新規制基準が安全第一ではなく、事業者優先のものであることを示している。

さらに、そもそも論を言えば、この特定施設が航空機衝突時の真の事故対策となり得るのかという根本問題が実は横たわる。新規制基準そのものが、原発の安全性を保障するものではないということである。

各社は安全対策の工事が大規模になったことを遅れの理由に挙げるが、四月二十四日の規制委定例会で、更田豊志の規制委員会は「(期限超過で)基準不適合状態になった時の原子力施設の運用を見直すことはできない」と述べた。

#### 全国交流集会 in 鹿児島

現地見学

\*日時 10月26日(土)

全国交流集会

\*日時 10月27日(日)

(二面)

(三面)

(五面)



●日本は数十年に及ぶ原発開発の結果、大変な「負の遺産」を抱えるに至った●その一つ

は、続くする廃炉、膨大な高レベル放射性廃棄物とプルトニウム保有、垂れ流しの使用済み核燃料などである。国と電力会社は、これらの処理処分の見通しのないまま、原発開発に見切り発車したが、現在も、この棚上げ状況は続いている●その二つは、日本の原発開発が、福島原発事故という史上最悪の公害を起こしたことである。緊急に被災者・被災地対策が求められるが、八年余を経過しながら遅々として進んでいない。事故収束対策も同じく進んでいない●原発開発の責任者である国と電力会社には、これ以上の責任放棄は許されない。原発開発の「負の遺産」と真摯に向き合うことである。国民と膝を突き合わせた対策を進めることが責任を果たす第一歩である。